**新型コロナウイルス感染症り患者に係る情報の公表の考え方**

○　国においては、詳しい行動歴等を公表していないが、府においては、府民の皆様の不安を少しでも解消するため、不要な混乱を招かない範囲で、府内の行動歴を公表することとする。

【参考】　国の公表内容・・・年代、性別、居住地（都道府県名）、症状・経過（来日日、症状出現日、

受診した医療機関の所在する都道府県名）、行動歴（武漢市や中国への渡航歴など）

　**≪大阪府で原則として独自に公表する内容≫**

①入国経路（利用空港名）

②入国の時間帯（午前・午後の別等。ただし、便が特定されない範囲。）

③滞在した市町村名と滞在日（市町村名は府内のみ。府外の場合は「府外」。）

○　マスクを着用していない状態で不特定多数と濃厚接触をした可能性があるなど、感染拡大のリスクがある場合の公表内容については、より詳細な情報の公表について個別に検討・判断する。

○　なお、今後の感染症にかかる情報や感染拡大の状況をふまえて、適宜見直しを行う。

|  |
| --- |
| 【留意点】・情報の公表が社会に与える影響・風評被害への配慮・個人（患者）情報の保護【参　考】○現時点のコロナウイルスの感染力・新型コロナウイルスの感染は飛沫感染・接触感染。　（参考：麻しんは空気感染で1人→12～18人）・感染力は、１人→1.4～2.5人（ＷＨＯの見解）。（参考：季節性インフルエンザの感染力は1人→2～3人）・死亡率は3～4%（ＭＥＲＳ34％、ＳＡＲＳ9.6%）で、死亡者のほとんどは60歳以上で慢性疾患（糖尿病、肝障害など）を持った患者。○濃厚接触者とは・・・同一居住者、適切な感染予防策を講じず、２ｍ以内で患者と対面接触　など |